

整備業務関係について

令和8年度 整備主任者法令研修

目次

1. 法令改正等について
2. 特定整備制度について
3. その他のお知らせ

P.〇〇

「自動車特定整備事業 業務資料」に
掲載されているページ数

1. 法令改正等について

処分基準の改正について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正について

物流・自動車局自動車整備課

令和7年3月

1. 改正の背景

令和5年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国130の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。

また、昨今一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な整備を受けられる、いわゆる「訪問整備」のニーズの高まりをうけ、訪問特定整備制度を開始することとなり、それに伴い「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」と言う。）を見直す必要がある。

これを踏まえ処分基準及び関係通達について所要の改正を実施する。

2. 改正の概要

（1）組織的悪質性が認められる違反に対する処分の追加

現行の処分基準では指揮命令系統が上位のものからの組織的な指示による違反についての規定がなく、事業場が見捨てられるのみで終わる可能性があるため、組織的違反についての処分を新たに設け、組織的違反があった際には事業者組織的責任があるとして、事業者の持つ事業場全てに対して行政処分を実施出来ることとする。

（2）認証事業者に対する違反点数の見直し

ビッグモーターに対する処分では、指定工場については37事業場が取消処分に至った一方で、認証工場については取消に至った事業場はなかった。この点について、認証工場の違反点と量定の関係が指定工場に対してバランスを欠くことから、量定について再検証を実施し、特に故意による違反について違反点を2倍とするなど違反点数の見直しを行う。

（3）自主申告を行った自動車検査員について一部処分の軽減

自動車検査員は、証言した法令違反に自らも関与していた場合、事業場に対する行政処分に加えて、当該自動車検査員自身も解任命令の対象となることから、正直に証言しづらい環境にあるため、一定の条件を満たす場合には行政処分を軽減することとする。

（4）訪問整備等に対する処分の追加

新たに開始する訪問特定整備制度に対応するため、訪問特定整備に関する処分項目を追加する。

3. スケジュール

公布：令和7年3月31日

施行：令和7年6月30日

行政処分等の基準について(一部抜粋)

3 認証事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の事業の停止命令

全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の事業の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

- ② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の認証の取消し

全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

- ① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものあるいは事故を引き起こすおそれの高いものをいう。以下同じ。）について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

- ② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の事業の停止命令

違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

- ① 違反事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合は、別表1に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。

- ② (4)の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、違反事業場を管轄する運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場につい

て、5日間の事業の停止を命ずる。

- ③ ①において訪問特定整備等（自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和6年3月31日付国土交通省告示第255号）に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。）に係る違反を含む場合は、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の認証の取消し

違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

- ① 違反事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合
- ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合
- ③ 事業の廃止を届け出なかった場合
- ④ 3台以上のペーパー車検（点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付することをいう。以下同じ。）を実施した場合
- ⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ⑥ 5台以上の不適切な限定訪問特定整備（限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施することを含む。）を実施した場合
- ⑦ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合
- ⑧ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合
- ⑨ 法第93条第3号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）
- ⑩ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合
- ⑪ 3台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は幫助した場合

違反点数の見直し(一部抜粋)

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数

法第91条-1項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	① 特定整備記録簿の虚偽記載	15点	・不正改造状態の場合は15点 ・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・注1-2
		② 故意以外による特定整備記録簿の記載なし	3点	
		③ 故意による特定整備記録簿の記載なし	6点	
		一部記載漏れ、記載誤り		
		⑤ 故意以外により特定整備記録簿を備えていない	3点	
		⑥ 故意により特定整備記録簿を備えていない	6点	
-2項	・特定整備記録簿の交付義務違反	① 故意以外により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3点	注1-2
		② 故意により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	6点	
-3項	・特定整備記録簿の保存義務違反	① 故意以外により特定整備記録簿を2年間保存していない	3点	不正改造状態の場合は10点 注1-2
		② 故意により特定整備記録簿を2年間保存していない	6点	

訪問整備等に対する処分の追加(一部抜粋)

法第91条の3[則第62条の2の2-1項-別]	・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施	15点	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に属する。)での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施(訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)	法第91条の3[則第62条の2の2-1項-別]	・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①訪問特定整備等を行う場所において証書を提示していない	6点	②自ら管理するウェブサイトに証書を掲載していないことを含む
		②一定の期間を超えて訪問特定整備等を行った実施	15点				②訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点	
		③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15点				③訪問特定整備等の料金表を見出し場所に掲載していない	2点	
		④法第94条の5-1項の整備として訪問特定整備を実施	15点／台	④-5台以上は取消し ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。			④訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	6点	
		⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15点／台	⑤-5台以上は取消し ・法第48条-1項の点検又は法第94条の5-1項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施(限定訪問特定整備の再委託(外注)を請け負って作業を実施)を含む			⑤作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
		⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	6点				⑥作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点	
		⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点				⑦実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点	
		⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点				⑧実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった	15点	注1-4
		⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点				⑨実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	2点	
		⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	6点				⑩実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない	12点	注1-4
		⑪訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない	6点				⑪訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15点	⑪訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
		⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点	⑫次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務			⑫訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	15点	
法第92条-2号	・業務の範囲の限定違反		注1-3				①対象とする自動車の種類以外を特定整備	5点	①訪問特定整備等の場合は10点
							②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5点	②訪問特定整備等の場合は10点

法令改正等について

1. 認証工具の見直しについて
2. 整備士資格の実務経験の短縮について
3. 電子点検整備記録簿について
4. スキャンツール等による点検について
5. 新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

**事業場の移転時にも
整備用スキャンツールの
備付が必要となります**

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

追加

タイヤの傾きを測定する機器※

小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器

整備用スキャンツール等で代替可

電子整備に必要



①トーインゲージ



②キャンバー
カスタ
ゲージ



③ターニング
ラジアス
ゲージ



④ホイール
プーラ



⑤グリースガン/
シャシ・ルブリケーター



⑥ベアリング
レース プーラ



⑦比重計



⑧エンジン
タコメータ



⑨タイミン
グ ライト



⑩整備用
スキャン
ツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

⑦はバッテリーテスト、
⑧⑨は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

認証の
新規取得時等から
義務付け

公 布: 令和7年7月

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、
①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

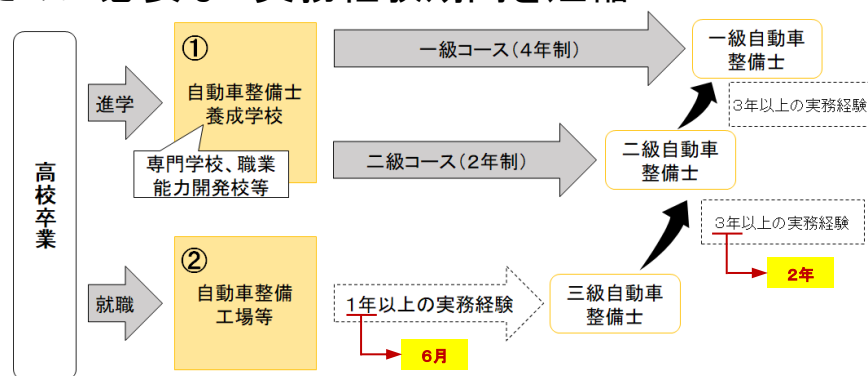
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年 → <u>2年</u>
3級自動車整備士	1年 → <u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年 → <u>1年4カ月</u>



公 布：令和7年7月
施 行：公布の日

3.「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

公 布：令和7年7月

施 行：公布の日

4. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

P.97

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

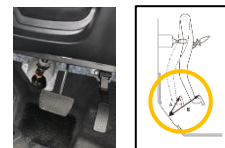
【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの
床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



ペダルと床のすき間

(今後)

・スキャンツール等による確認でも可



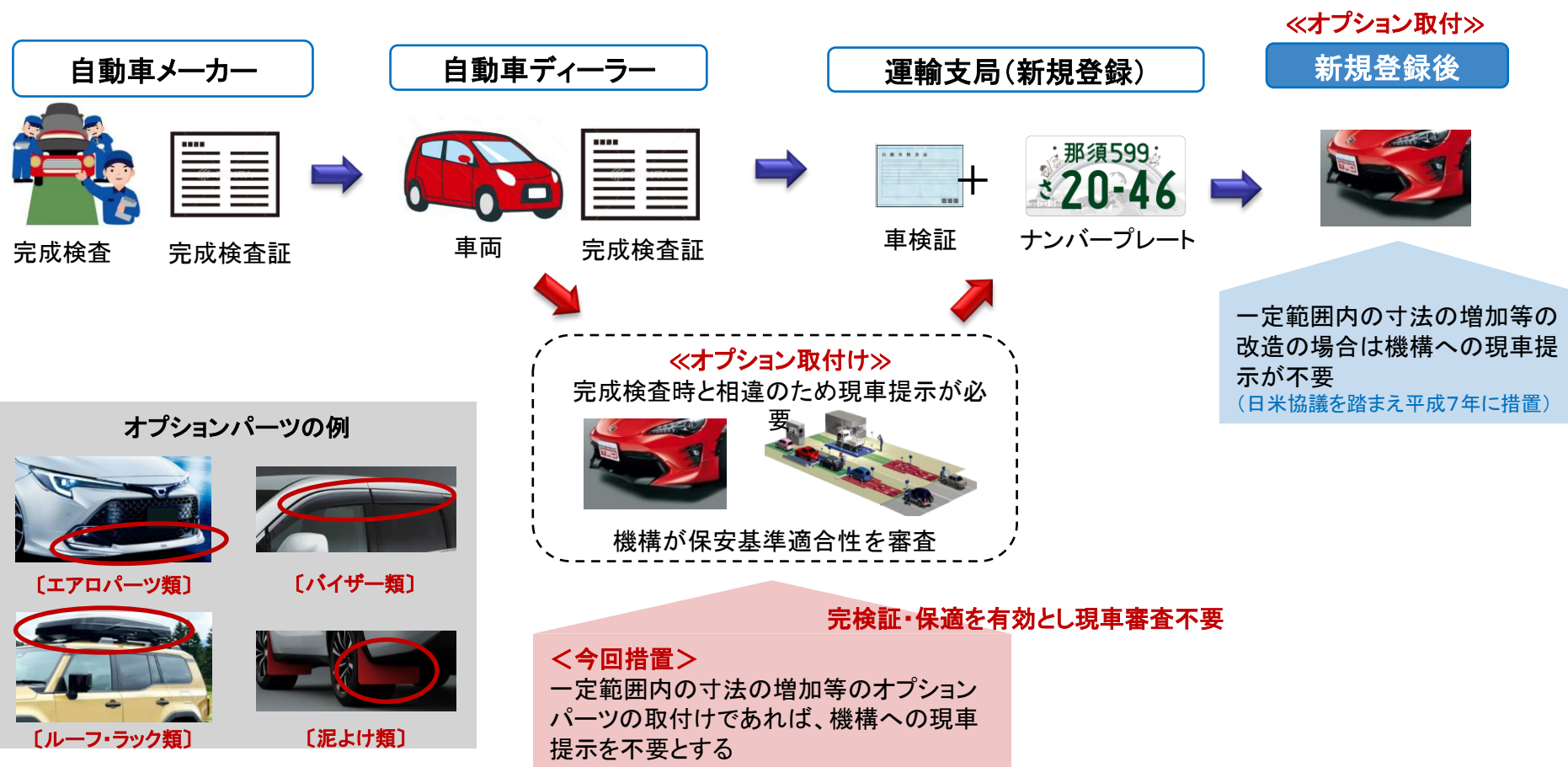
195秒/台 の作業時間削減(平均)

公 布: 令和7年7月

施 行: 令和7年10月

5. 新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 従前、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。



2. 特定整備制度について

特定整備制度について

(道路運送車両法の一部を改正する法律の概要)

令和2年4月1日施行

- 「分解整備」の対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造までに定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。

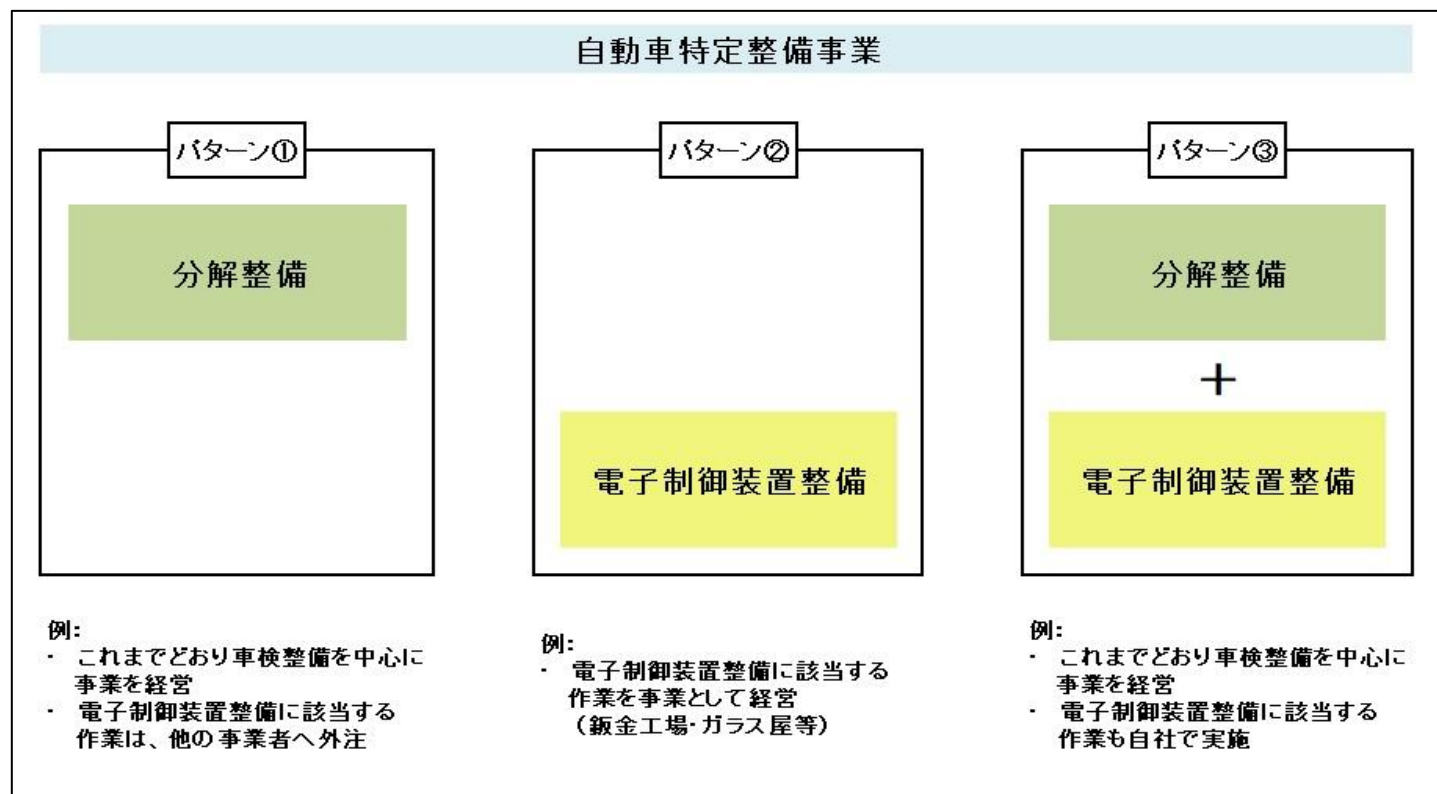
装置	取り外して行う整備・改造	取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備・改造	
原動機 動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置 連結装置 自動運行装置 灯火装置など	従来の「分解整備」 ↓ 名称を「特定整備」に変更 ↓ 拡大 拡大	定義を拡大 (例) ・カメラ、レーダー等の調整	地方運輸局長等の認証が必要 不要
	対象装置の追加		
	「分解整備」の対象外		



自動車製作者等に対し、点検整備に必要な技術情報を認証整備事業者等へ提供することを義務付け

特定整備制度について

- ①分解整備のみ
- ②電子制御装置整備のみ
- ③分解整備と電子制御装置整備の両方の認証を取得する3つのパターンを策定



「電子制御装置整備」に該当する作業の例 (1 / 2)

(1) 運行補助装置(施行規則第3条第8号関係)

- ① アからエのいずれかの取り外し
- ② アからエのいずれかの取付位置若しくは取付角度の変更
- ③ ア又はイの機能の調整

※衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)及び自動命令型操舵機能(レーンキープアシスト)の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造に限ります。

- (ア) センサー(前方をセンシングするための単眼・複眼カメラ、ミリ波レーダー、赤外線レーザー、LiDARなど)
- (イ) 電子計算機(ECU(Electronic Control Unit))
- (ウ) 自動車の車体前部(バンパー、グリル)
- (エ) 窓ガラス(アのセンサーが外部の状況を検知するために発した信号が透過する窓ガラス)

特定整備の対象となる作業

「電子制御装置整備」に該当する作業の例 (2/2)

(2) 自動運行装置(施行規則第3条第9号関係)

自動運行装置を取り外し自動車の整備又は改造、その他自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

「電子制御装置整備」の対象車両

保安基準が設定されている衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置が搭載されている車両

(国土交通省HP 掲載)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html

● 特定整備制度に関するQ&A



P.53～

特定整備実施



チェック記号を
○で囲む

※記入する欄が存在しない場合には、
適宜、備考欄等を活用し整備の概要
を記入する。

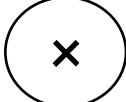
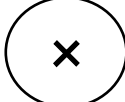
特定整備記録簿について

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった	—	レ
整備作業	交換 点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ライニングの交換 ○ ホイール・ベアリングの交換 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの交換 	×
	修理 点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気配線の損傷の修復 ○ タイヤのパンク修理 ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの修理 	△
	調整 点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○ クラッチ・ペダルの遊び調整 	A
	調整 点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)	○ カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整	
締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホイール・ナットの増し締め ○ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め ○ カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め 	T

特定整備記録簿について

ケース 1 : A事業者において、ガラス交換・レーダー交換・エーミング作業を実施した場合

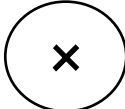
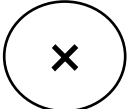
作業者	A 社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス交換 → 「  + ガラス交換の旨」 を記載 ・ レーダー交換 → 「  + レーダー交換の旨」 を記載 ・ エーミング作業 → 「  + エーミング作業の旨」 を記載

【記載例】

電子制御装置整備 (内): 構内外注、(外) 外注	
 カメラ	 レーダー
 レーザー	 ガラス
 バンパ	
<hr/>	
 エーミング	

特定整備記録簿について

ケース 2 : A事業者が、ガラス交換を構内外注し、レーダー交換、エーミング作業を自ら行った場合

作業者	A 社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス交換 → 「  + ガラス交換の旨 + 構内外注の旨 」 を記載 ・ レーダー交換 → 「  + レーダー交換の旨 」 を記載 ・ エーミング作業 → 「  + エーミング作業の旨 」 を記載

【記載例】

電子制御装置整備 (内): 構内外注、(外) 外注			
☐	カメラ		レーダー
☐	レーザー		ガラス(内)
☐	バンパ		
	エーミング		

ケース 3 : A事業者がレーダー交換を行い、A事業者がB事業者にエーミング作業を外注して、B事業者がエーミング作業を行った場合

作業者	A 社	B 社
作業内容及び特定整備記録簿の記載内容	<div>・レーダー交換 → 「× + レーダー交換の旨」 を記載</div> <div>・エーミング作業を外注 → 外注した旨を記載</div>	<div>・エーミング作業 → 「A + エーミング作業の旨」 を記載</div>

【記載例】

電子制御装置整備 (内): 構内外注、(外) 外注	電子制御装置整備 (内): 構内外注、(外) 外注
<div><div>☐ カメラ</div><div>☒ レーダー</div><div>☐ レーザー</div><div>☐ ガラス</div><div>☐ バンパ</div></div>	<div><div>☐ カメラ</div><div>☐ レーダー</div><div>☐ レーザー</div><div>☐ ガラス</div><div>☐ バンパ</div></div>
<div>☐ エーミング(外)</div>	<div>☒ エーミング</div>

道路運送車両法施行規則 (1 / 2)

第62条の2の2

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

(1) 点検・整備料金の掲示

改正前 ・点検・整備の作業料金について、依頼者の見やすいように掲示



改正後 ・点検・整備の作業料金について、依頼者の見やすいように掲示
・**自ら管理するウェブサイトに掲示**
(ただし、従業員が5人以下又はウェブサイト
を有していない場合を除く)

特定整備事業者の遵守事項について

道路運送車両法施行規則 (2 / 2)

第62条の2の2

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

(6の3) 検査整備用電子情報処理組織の安全性確保

OBD検査システムのログインID・パスワードの
適切な管理 (**不正利用の禁止**)

(6の4) 検査整備用電子情報処理組織の真正性確保

OBD検査・確認に係るデータの正確な情報の記録
(**不正なデータの送信の禁止**)

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正

道路運送車両法施行規則の一部改正により自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」も一部改正されました。

行政処分等の基準について

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについての一部改正について

別表1

自動車特定整備事業に係る違反点数（抜粋）

新				
の2]				
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の3]	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	3点	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及びOBD 確認に係る不正なデータを送信した ②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでに OBD 検査又は OBD 確認作業後に OBD 検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼 ③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合 ④事業場外で OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合	15点 5点 3点 3点	事故を惹起した場合は30点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD検査システムのID及びパスワードの管理に係る 遵守事項及び留意事項

OBD検査システムの利用にあたって取得・設定したID等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。

以下に掲げるID等の不正使用又はその幫助を行った場合、**行政処分の対象となる**とともに機構が当該ID等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。

- ① 検査員又は工員が他者のID等を使用してOBD検査又はOBD確認を実施した場合（なりすまし）
- ② 事業場が取得・設定したID等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID等の不正使用の幫助）

未認証工場等による OBD検査システムの 不正使用に関する罰 則についてのポスター

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。

- ★国土交通省及び地方支分部局のホームページに点在する事業者の過去の処分歴などの「ネガティブ情報」を一元的に集約したポータルサイトを平成19年10月1日からホームページ上に開設しました。
- 事業者の名称を入力するだけで、事業者の過去の処分歴一覧を簡単に検索できるシステムです。

国土交通省

ネガティブ情報等検索サイト

国土交通省

本サイトについて

検索の使い方

ご利用にあたっての注意

[ネガティブ情報等検索サイトホーム](#)
[自動車の製造・整備 自動車整備事業者](#)

自動車整備事業者

自動車整備事業者

ご利用にあたっての注意事項をよく読み、以下のメニューから検索条件を選択して検索ボタンを押してください。

処分等年月日	<div>▼</div> 年 <div>▼</div> 月 ~ <div>▼</div> 年 <div>▼</div> 月
処分等を行った者	<div>選択してください ▼</div>
事業者名	<input type="text"/>
都道府県	<div>▼</div>
処分等の種類	<div>選択してください ▼</div>

検索

リセット

認証関係のお知らせについて

(届出・申請様式等 整備事業関連情報のページ)

①自動車検査・登録



②自動車の検査、点検と整備、安全と環境



③自動車特定整備事業について(認証工場)

②

自動車の検査・登録

[自動車の登録手続きについて](#)

[自動車の検査、点検と整備、安全と環境](#)

[自動車整備士になろう!!](#)

[自動車の安全と環境](#)

PDFファイルをご覧いただくには
Adobe Reader(無償)が必要です

新型コロナウイルス感染症関連情報

>>自動車整備事業

<自動車の整備事業制度>

- ・[自動車特定整備事業について\(認証工場\)](#)
- ・[優良自動車整備事業\(優良認定\)](#)
- ・[指定自動車整備事業\(指定工場\)](#)
- ・[整備事業の処分基準](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[整備事業の行政処分情報](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[環境保全優良自動車関連事業表彰](#)
- ・[整備主任者、自動車検査員研修資料](#)

>>自動車整備士・自動車検査員

- ・[自動車整備士技能検定制度](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[自動車整備士技能検定試験](#)
- ・[自動車整備士技能検定合格証明](#)
- ・[自動車検査員教習修了証明](#)
- ・[委任状の例](#)

>>自動車の点検整備

- ・[自動車の点検整備制度](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[自動車点検整備推進運動](#)(国土交通省ホームページにリンクします。)
- ・[自動車点検整備推進運動の実施結果\(集計中\)](#)

③

届出・申請書様式等整備事業に関する情報は、こちらから

①近畿運輸局ホームページ トップ画面



The screenshot shows the homepage of the Kinki Transport Bureau. At the top, there is a search bar and navigation links. Below the header, there are several featured images and news items. A red box highlights the '自動車検査・登録' (Vehicle Inspection and Registration) link in the '分野別情報' (Information by Field) section. Other links visible include '観光' (Tourism), '公共交通物流' (Public Transport Logistics), '鉄道' (Railway), 'バス' (Bus), 'タクシー' (Taxi), 'トラック' (Truck), 'レンタカー' (Rental Car), '行政処分' (Administrative Disposal), 'データ・統計' (Data and Statistics), '輸送の安全' (Transportation Safety), '海運船舶' (Maritime Shipping), and '防災・防犯' (Disaster Prevention and Crime Prevention).

道路運送車両法第81条（変更届等）

自動車特定整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から三十日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 法人にあつては、その役員の氏名
- 三 事業場の所在地
- 四 屋内作業場若しくは電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さ

※事業を廃止したときも同様に届出が必要です。

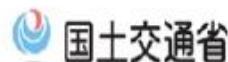
道路運送車両法施行規則第62条の2の2 (自動車特定整備事業者の遵守事項)

自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- 三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

自動車整備事業手続きのオンライン申請

令和8年4月～



自動車整備事業手続きのオンライン申請をご利用ください！

自動車整備事業者の皆様は、事業場のパソコン等から各種手続きのオンライン申請が行えるようになります

書面で提出していた自動車整備事業関連手続きの「申請書」や「届出書」を自社のパソコン等からインターネットを通じて提出することができます。

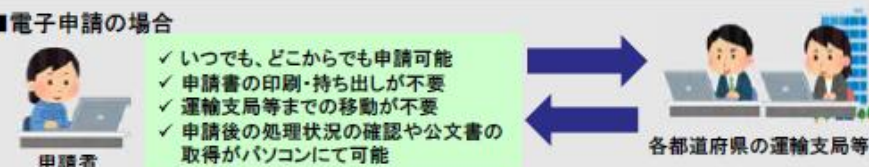
電子申請(e-Gov)利用のメリット

- ✓ いつでも、どこでも申請可能
- ✓ 行政機関までの移動が不要
- ✓ パソコンで申請後の状況を確認
- ✓ パソコンで公文書取得が可能

■紙申請の場合



■電子申請の場合



電子申請の利用対象となる手続き

自動車特定整備事業

指定自動車整備事業

優良自動車整備事業

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
整備主任者の選任・変更届出

新規申請
変更届出・変更申請
廃止届出
自動車検査員の選任・変更届出

新規申請
変更届出
辞退等届出

令和8年4月より利用開始

オンライン申請の詳細は、こちらのサイトをご参照ください。
自動車整備事業に関するオンライン申請

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html


電子申請利用の流れ(概要)

e-Gov電子申請システム

パソコンの環境設定

申請書/届出書、
添付資料の作成

申請書/届出書、
添付資料の提出

e-Gov電子申請システムの利用には、e-Gov電子申請プログラムのインストール作業が必要となります。インストール手順等についてはe-Govサイトをご参照ください。

※デジタル庁発行のGビズID(プライム又はメンバー)が必要です。ご利用のパソコンからe-Govの電子申請システムにログインの上、手続き検索機能等を利用し、申請書/届出書の様式画面を表示し、画面に申請/届出内容の入力及び添付資料ファイルをアップロードします(申請様式と添付資料の作成)。なお、スマートフォンからは申請・届出はできませんので、ご注意ください。作成後、e-Govの電子申請システム上で、提出先等の設定を行った上で、申請書/届出書、添付資料の提出を行います。

電子申請利用準備や操作方法、各申請ごとのマニュアル等、詳細につきましては、こちらのサイトをご参照ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000058.html


関連リンク

e-Gov電子申請サイト

手続共通の電子申請利用準備、利用方法、よくある質問等を掲載する総合サイトです。
URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請～FAQサイト

電子申請利用に関するご質問への回答を紹介するサイトです(上記総合サイト内に構成)。
URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/faq>



国土交通省 e-Gov電子申請サイト

国土交通省のe-Gov電子申請サイトです。
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosai_jouhouka_t2_000002.html



お問い合わせ先

パソコンの環境設定等e-Govに関すること

e-Gov利用者サポートデスク

☎: 050-3788-2225

URL: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

受付時間: 平日 9:00～17:00 他
(※詳細はサイトにてご確認ください。)



申請方法や入力方法に関すること

自動車整備事業関係オンライン申請ヘルプデスク

☎: 050-3852-4979

受付時間: 平日 8:30～17:15
(※運輸支局等の開庁日に準ずる。)

GビズIDに関すること

GビズID ヘルプデスク

☎: 0570-023-797

URL: <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

受付時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)



記載事項や必要な添付書面等
具体的な申請内容・届出内容に関すること

管轄する運輸支局等の自動車整備事業担当へ直接お問い合わせください。特に、指定自動車整備事業の新規申請等、運輸支局等との調整が必要なものについては事前にご相談ください。

本資料の内容に関する問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局自動車整備課
03-5253-8111

整備主任者等の研修について

● 1年に1度受講が必要な研修

研修	受講義務者
①整備主任者(法令)研修	選任されている整備主任者全員 (②の研修を受けた者は除く)
②自動車検査員研修	選任されている自動車検査員全員
③整備主任者技術研修	選任されている整備主任者のうち 事業場毎に1名以上
➤ 整備主任者研修 道路運送車両法第91条の3 (法施行規則第62条の2 の2 第1項第8号) ➤ 自動車検査員研修 指定自動車整備事業規則第14条	

●整備主任者の選任に必要な研修 (1級自動車整備士除く)

電子制御装置整備の認証工場の整備主任者になる場合は、必要な整備士資格の他に、「電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習」を受講する必要があります。

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

3. その他のお知らせ

大型車の車輪脱落事故防止について

ホイールボルト、ナットや
ディスクホイール、ハブの錆に注意してください！！

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャ
の固着



ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れ等の
付着



スムーズに回転しない
ホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。）

著しいさびによる
ディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。）

著しい錆のある

ボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

防ごう大型車の車輪脱落事故

おとさな

おとさな
ための
点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。



トルクレンチで
適正締付

適正トルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



さびたナットは
清掃交換

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。



ナット・ワッシャー
隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。



いちにち一度は
ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。



©くまねこ

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り合い方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 X ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り合いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの
潤滑について

ISO方式

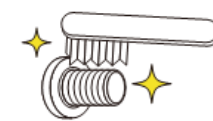
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませま
す。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール
ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 腐食防止	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き): 1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	ホイール ボルト 平面座 ホイール ナット (左側) (右側)
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



職場づくりガイドライン

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和 7 年 6 月 24 日
物流・自動車局自動車整備課

自動車整備業の人材募集・定着・育成の取組を加速します

～「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の改訂等～

国土交通省は、①事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて「職場づくりガイドライン」を改訂するとともに、新たに、②「仕事体験学習（インターンシップ）の受入れマニュアル」及び③「社会科見学の受入れマニュアル」を策定しました。

国土交通省では、自動車整備士の魅力の向上のため、働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドラインの策定、高校生などを対象とした仕事体験学習（インターンシップ）や社会科見学の実施といった取組を進めてきました。

これらの取組について、関係者の皆様から多くのご意見を頂戴したことを踏まえ、今般、①職場づくりガイドラインの改訂版、②仕事体験学習（インターンシップ）の受入れマニュアル及び③社会科見学の受入れマニュアルを策定しました。

今後は、これらのガイドラインやマニュアルをより多くの自動車整備事業者を活用していただけるよう関係団体と連携を図りながら周知・啓発を進め、自動車整備業における人材募集・定着・育成を更に後押ししてまいります。

<各ガイドライン・マニュアルの概要>

名 称	概 要
①職場づくりガイドライン	事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて人材確保に向けた取組例を再編集し、具体的な事例等を追加
②仕事体験学習マニュアル	自動車整備事業者が仕事体験学習の受入れを行うにあたってのポイントや好事例を取りまとめ
③社会科見学マニュアル	自動車整備事業者が社会科見学の受入れを行うにあたってのポイントや好事例を取りまとめ

※ 1 職場づくりガイドライン

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000023.html

※ 2 仕事体験学習及び社会科見学マニュアル

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000043.html

別添 1 : 自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン

別添 2 : 自動車整備事業者のための高校生向け仕事体験学習（インターンシップ）受入れマニュアル・事例集

別添 3 : 自動車整備事業者のための社会科見学受入れマニュアル・事例集

（お問い合わせ先）

物流・自動車局自動車整備課 浅野、植木、武田、山口

代表：03-5253-8111（内線 42412、42415）

直通：03-5253-8589

自動車整備士等の

働きやすい・ 働きがいのある 職場づくりに向けた ガイドライン



取組の自己採点表付き

令和7年6月
国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

ガイドラインの概要

働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン(改訂版)の概要

- 令和6年3月に「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」を策定し周知啓発を進めてきたが、関係者から様々な事業者の実態を踏まえた内容とすべきとの意見を頂戴した。
- そこで、今般、事業規模や業態ごとの課題や関心を踏まえて本ガイドラインを改訂し、今後より多くの事業者に活用いただけるよう関係団体と連携を図りながら周知・啓発を進めてまいる。(6月末公表予定)

①自己採点表の追加

- ✓ 自社の現状を手軽に把握できる自己採点表を追加
- ✓ 働きやすさ・働きがいに資する4つの要素に係る主な取組の実施有無をチェックし点数化
- ✓ 点数が低い場合、参考にしていただきたいページも記載



自己採点の結果

働きやすさ・働きがいに資する主な取組	あなたの事業規模の目安	採点	参考ページ
①働き方・労働条件	20	30点	P6-P7
②人間関係・コミュニケーション	30	30点	P8
③人材確保・育成	40	30点	P9
④労務管理・福利厚生	40	20点	P10

4つの要素に関する取組の合計点を記入ください。
基準点数より低いものがあった場合、まずは右に示す参照ページをご覧ください。

②取組例のアップデート

- ✓ 関係者の意見を踏まえて、取組例の分類・内容を再整理
- ✓ 各取組例には、難易度や対象となる事業規模等のタグ付け
- ✓ これらにより事業規模や業態に応じた取組の検討が可能に

難易度や対象となる事業規模等のタグ付け

	確認	取組の難易度	取組の実施率			取り組んでほしい事業場
			大	中	小	
りを行っている	☐	レベル向上	47%	45%	35%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
	☐	取り組みやすい	53%	55%	37%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
	☐	取り組みやすい	43%	40%	21%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
	☐	レベル向上	49%	41%	28%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
りようにしている	☐	取るレベル向上	32%	25%	20%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
	☐	レベル向上	54%	57%	40%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
	☐	レベル向上	45%	31%	12%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士
	☐	レベル向上	39%	32%	14%	自動車整備士 自動車整備士 自動車整備士

③好事例の追加

- ✓ 働きやすく、働きがいのある職場づくりを推進している整備事業者における8事例を掲載
- ✓ 事例については、どのような人材に向けた取組であるか等のタグ付け



取組

整備事業者のスキルマップ(基本、中級、上級といったレベル別に点検整備作業を整理した表)を作成した。

整備事業者に対して、半年に1回、スキルマップに基づく自己評価及びその後の半年間の目標設定を行ってもらい、その結果を上長に報告して、上長の承認を得ることを求めるようにした。

給与額を決定する際には、スキルマップに基づく自己評価及び上長の承認結果を参照するようにした。

成果

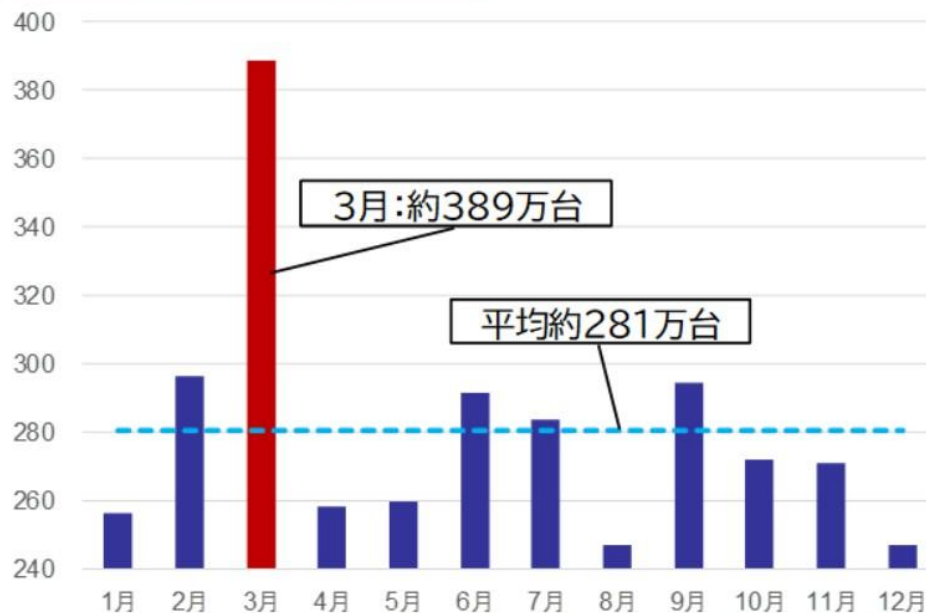
スキルマップに基づいて給与額を決定するようにしたことにより、給与額の決定方法が分かりやすくなって、整備事業者から給与に対する不満がなくなった。

整備事業者がスキルマップに基づいて努力し、自身のスキルを向上させると給与額のアップにつながるようになったことにより、整備事業者のモチベーションが向上し、従前よりも技術力の向上・生産性の向上が期待できるようになった。

継続検査について

令和7年4月より、車検を受けられる期間が2カ月前からとなりました
年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします

月別の車検台数

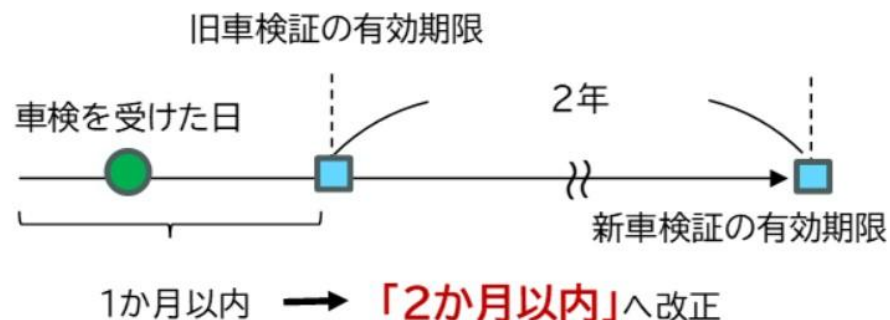


月別車検台数[万台](2019年から2023年までの5年間における平均)

車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
 車検証の有効期限前**1か月以内**に受検すると、
 新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から
 2年間とすることができる。

【改正後】
 車検証の有効期限前**2か月以内**に受検すると、
 新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から
 2年間とすることができる。



有効期間の取扱いについて

(2) 自動車検査証の有効期間の取扱いについて

1. 検査証の有効期間の満了する2カ月前の日

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の2カ月前の日
1月30日及び31日	11月30日
2月1日	12月1日
2月15日	12月15日
2月29日	12月29日
4月28日	2月28日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあっては29日)s
9月30日	7月30日

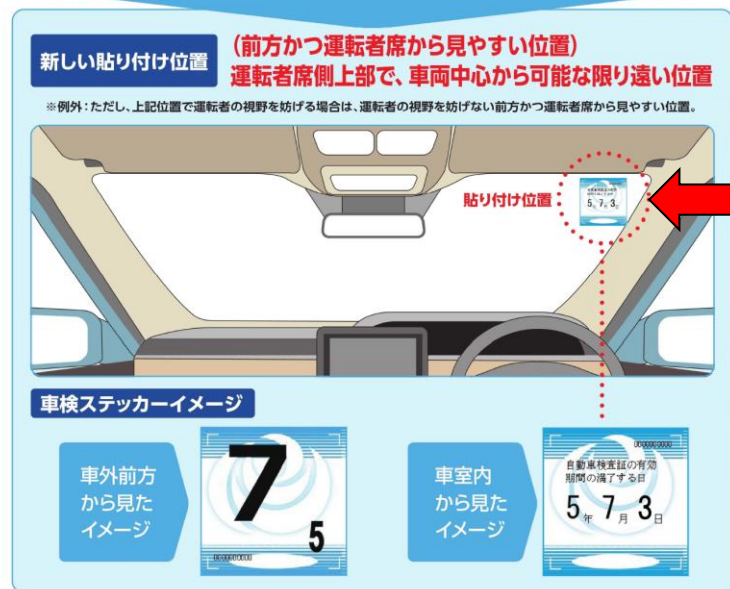
○注意事項

自動車検査証の有効期間は満了する日から2カ月を越えて残っている場合申請日当日から起算され、有効期間は短縮されますので、検査前に確認して下さい。

自動車ユーザーの皆様へ

令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただきますようお願いいたします。



(貼付位置)

前方かつ運転者席から見易い位置

運転者席側上部で、車両中心から
可能な限り遠い位置

※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。



国土交通省

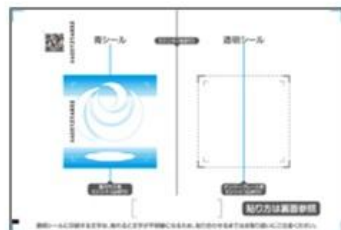


軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

令和5年7月3日より変更

自動車検査標章について

運輸支局等用自動車検査標章の貼り方



令和 6 年 6 月 17 日より、運輸支局等の検査標章が変更となります。運輸支局等用検査標章の貼り方は、裏面の説明内容をご参照ください。



下図手順にならって、シールを貼り合わせます

《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法



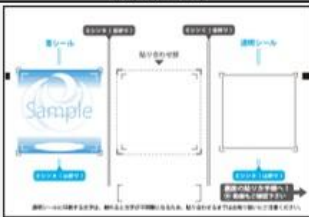
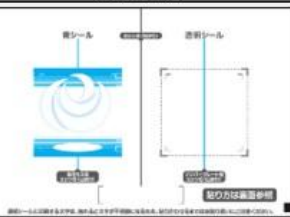
《ナンバープレート用（二輪車・トレーラー等）》検査標章貼り合わせ方法



※軽自動車検査協会についても運輸支局等用と同じ検査標章です。

運輸支局等用検査標章裏面印刷内容（貼り合わせ方）

運輸支局等用と記録事務代行用の相違点

	記録事務代行用	運輸支局等用
レイアウト (表面)		
レイアウト (裏面)		
貼り合わせ 方法 (フロントガラス用手帳)	 貼り合わせ部に透明シールを貼付ける	 透明ラベルの上に青シールを貼付ける

※貼り合わせ部はありません。

注意点

- 青シールや透明シールの有効期間満了日の印字は、爪や鋭い物で擦ると削れる場合がございますので、不必要に触れないようご注意ください。

OCRシート記入・印刷時の注意点について

黒枠OCRシートは、黒枠の枠外に文字が記載された場合には、誤読となる可能性が高くなります。

枠内記入

OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6		456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不要)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う
■黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 6	456
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に従い黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で誤読やリジェクトになる



枠外記入

OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	黒枠除去後のイメージ	認識結果
■専用OCRシート 4 5 6	4 5 6		456
	文字枠はドロップアウトカラーのため、読取時は記入文字のみになる	(ドロップアウトカラーのため不要)	切り出した認識エリアのイメージで認識処理を行う
■黒枠OCRシート 4 5 6	4 5 6	4 5 5	1??
	文字枠は黒枠のため、読取時は文字枠も残る	帳票定義ファイルの位置情報に従い黒枠を除去	黒枠除去の失敗や記入文字の欠けが発生し、認識処理で誤読やリジェクトになる



誤読

持込検査受検時は

OCRシートの「走行距離欄」には記載をしないでください。

* 軽自動車とは取扱いが異なります。

[illegible]

記載しない

事業場の情報 に変更があったら

OBD検査システムの登録情報変更

を お忘れなく !!

☒ 事業場名称の変更



☒ 事業場所在地の変更



☒ 検査員の選任・解任 工員の変更



詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



OBD検査システムについて

システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号
が変わらないものを除く。

新規システム登録

認証⇒指定

指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに数日かかります。



運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、
あらかじめOBD検査システムへの申請を行っておいください。



- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10～11桁)

- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の指定(認証)後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

OBD検査システムについて

システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編①】

指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

引き継ぐことで、過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法

※システム上の指定番号
が変わらない場合、事業場名のみ変更
(何も変わらなければ対応不要です。)

OCRに記入する数字と同じです。



- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



- ・過去の検査結果等の情報は参照不可
- ・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
- ・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生

認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。
- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

引き継ぐことで、過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合
⇒前ページの方法



・登録済の認証番号での新規利用申請は不可。譲渡元が利用停止を確実に行うことが必要

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査	OBD確認	
定期点検整備	 制 度	検査（車検）	任意 （実施義務はなし）	
令和3年10月1日	 開始時期	令和6年10月1日 （輸入車は令和7年10月1日）	<div>OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施</div> <div>✓ 完成検査時以外での 適否の確認</div> <div></div> <div>✓ 持込検査での省略</div> <div></div>	
OBDを搭載する全ての自動車 （年式にかかわらず）	 対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）		
12カ月ごと	 実施時期	車検時 指定： 完成検査時 持込： 持込検査時		
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	 方 法	機構サーバーに接続 して合否判定 （自動判定）		
認定は不要	 スキャンツール	認定を受けた「 検査用スキャンツール 」		



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

OBD検査

OBD確認



スピードメーター検査時の留意点

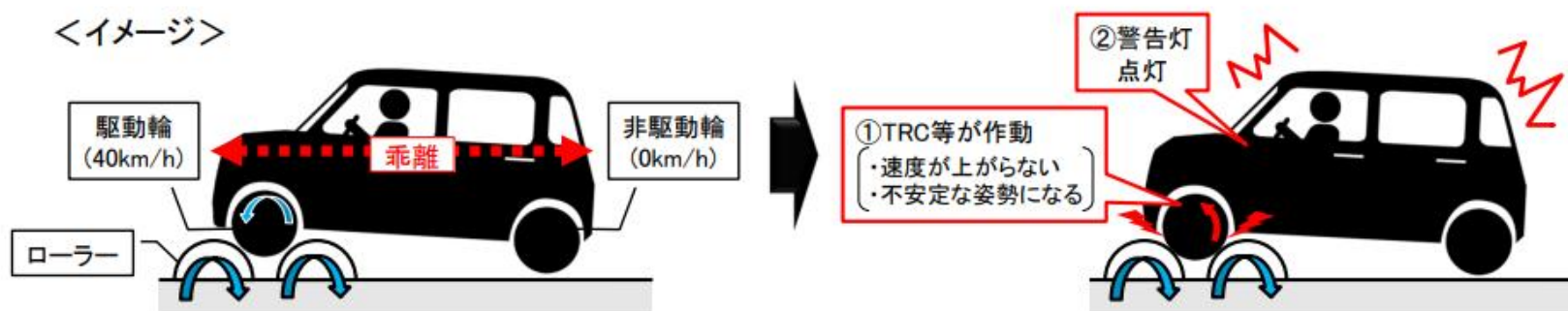
(1)ご指摘事象の概要

OBD検査対象車に関わらず、トラクションコントロール(TRC)機能等の搭載車両において、ドラムテスター等を用いてスピードメーター検査をする際、下記事象が発生する可能性がある

- ・ 車両安全性を確保するための機能(トラクションコントロール等)が**作動**
車輪速系のセンサ出力に乖離が発生することで、低 μ 路走行時等と似た状況となりアクセル開度に対して駆動力を抑制する制御を行う可能性がある
- ・ DTCが入力し警告灯が点灯

※ 実際に発生する事象や警告灯点灯・消灯(DTC入力・消去)の条件は、車両で異なるため上記はあくまで一例

<イメージ>



- ・ドラムテスター上でのTRC機能等の不要作動は、運転者の意図せぬ挙動となるため、OBD検査への影響以前に、**検査が“安全”に“正しく”実施できない可能性がある**
- ・上記を防ぐために、検査前に各メーカーが案内する不要作動をさせない設定が必要

スピードメーター検査時の留意点について

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

スピードメーター検査時の留意点

(2)ドラムテスター使用時に必要な設定(R7年6月時点)

メーカーが案内する主な設定は下表にて。詳細は整備マニュアルや取扱説明書等をご確認

【前提条件】対象車：OBD検査対象&用品等の装着無し、対象作業：ドラムテスターを使用したスピードメーター検査作業

メーカー	①必要な設定(主な例) ※詳細方法は、車種毎で異なるため 整備マニュアルや取説等をご確認下さい	②①が未設定の場合のリスク		
		作業安全性等の 低下の可能性	DTC入力 の可能性	特定DTCの可能性
スズキ	ESP® OFF スwitchの長押し	あり	あり	あり
SUBARU	ブリクラッシュブレーキOFF switchの長押し 又はインフォメーションディスプレイでOFF設定	あり	あり	あり
ダイハツ	VSC OFF switchの長押し	あり	あり	あり
トヨタ	整備モードへの移行 又はVSC OFF switchの長押し	あり	あり	あり
日産	整備モードへの移行	あり	あり	あり
ホンダ	VSAメンテナンスモードへの移行 又はVSA OFF switch長押し	あり	あり	あり
マツダ	TCS(DSC) OFF switchを押す	あり	あり	なし
三菱	ASC OFF switchを押す	あり	あり	あり
いすゞ	ASR OFF switchを押す	あり	あり	なし
日野	VSC/ASRオフswitchを押す	あり	あり	なし
三菱ふそう	ローラーテスターモードへの移行 又はESP/ASRカットswitchを押す	あり	あり	あり
UDトラックス	ローラーベンチモードへの移行	あり	あり	あり

【補足】

①が未設定時の
DTC入力までの
時間や確率は、
車両により異なる
(DTCの入力条件
が異なるため)

スピードメーター検査時の留意点について

第3回OBD検査モニタリング会合(R7.6.25)

スピードメーター検査時の留意点

(3) 警告灯点灯(DTC入力)時のご対応

万が一、検査時に警告灯が点灯した場合は、その原因が「検査作業によるもの」か、または「実際に車両が故障しているのか」を確実に確認し、整備マニュアル等に記載の修理方法に従ってご対応下さい（該当部位の整備 or スキャンツール等によるDTC消去作業 等）

- ・ドラムテスター使用時は、本資料の設定対応等が必要なため、**安全で確実な作業を実施いただくため**にご対応願います
- ・また本件以外にも、作業上の注意点等は整備マニュアルや取扱説明書にも記載しているため、特に初めて取り扱う車両や初めて行う作業に対しては、必要に応じてご確認ください

P.262,P.355



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

米国製乗用車の認定制度を創設します ～道路運送車両の保安基準の改正等について～

日本の交通環境における安全・安心を確保しつつ、関税に関する日米間の合意※を実施するため、米国製乗用車の認定制度を創設します。

※「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」における日本のコミットメント（自動車基準関係抜粋）

○米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内で販売のため追加試験なしで受入れ。

1. 概要

（1）米国製乗用車の認定制度の創設

米国で製作され、米国基準に適合する乗用車等（自動車メーカー等により米国から輸入された自動車であるものに限る。）について、安全性の確保及び公害の防止に係る措置が講じられることにより保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣の認定を受けた場合は、保安基準に適合するものとみなすこととします。

（2）その他

国土交通大臣の認定を受けた自動車は、車体の後面に標識を表示するとともに、自動車検査証にその旨を記載することとします。

2. 公布・施行

公布：令和 8 年 2 月 16 日

施行：公布の日

P.385～P.393

自家用車活用事業とは

- ◆ 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。
- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）、シビアコンディション、特殊な構造及び装置に関する点検を実施する必要があります。
- ◆ 点検は依頼者から書面等により依頼されます。

依頼者→法人タクシー事業者

当該法人タクシー事業者の管理下にある自動車の使用者

- ◆ 年次検査合格証の様式は国土交通省HPで入手のうえ、ご活用ください。

なお、参考資料やFAQもございますので、ご確認ください。



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000071.html

【継続検査】 ※〔 〕内は OSS

手続きの種類		納付先		手数料合計額
		国／軽検協	機構	
持込検査	普通自動車	600 円	2,000 円	2,600 円
	小型自動車		1,900 円	2,500 円
	小型自動車（二輪）		1,500 円	2,100 円
	大型特殊自動車		1,600 円	2,200 円
	軽自動車	2,100 円	400 円	2,500 円
指定整備	普通自動車	1,700 円〔1,450 円〕	400 円	2,100 円〔1,850 円〕
	小型自動車			
	小型自動車（二輪）	1,500 円	—	1,500 円
	大型特殊自動車	1,700 円〔1,450 円〕	—	1,700 円〔1,450 円〕
	軽自動車	1,700 円〔1,450 円〕	400 円	2,100 円〔1,850 円〕

【新規検査】 ※〔 〕内は OSS

手続きの種類		納付先		手数料合計額
		国／軽検協	機構	
持込検査	普通自動車	600 円	2,300 円	2,900 円
	小型自動車		2,200 円	2,800 円
	小型自動車（二輪）		1,800 円	2,400 円
	大型特殊自動車		1,900 円	2,500 円
	軽自動車	2,400 円	400 円	2,800 円
完成検査 終了証の 提出	普通自動車	2,000 円〔1,700 円〕	400 円	2,400 円〔2,100 円〕
	小型自動車			
	小型自動車（二輪）	1,800 円〔1,800 円〕	—	1,800 円〔1,800 円〕
	大型特殊自動車	2,000 円	—	2,000 円
	軽自動車	2,000 円〔1,700 円〕	400 円	2,400 円〔2,100 円〕

この表にない手続き（継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査及び構造等変更検査）についての手数料額の詳細は、自動車検査登録総合ポータルサイト（<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp>）をご確認ください。

自動車検査証記録事項について

自動車検査証記録事項

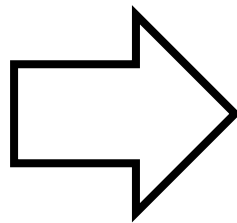
継続検査時には、車検証の電子化以後3年経過となる令和7年12月末をもって窓口での配布は、終了しました。

更新した自動車検査証の記録内容の確認は、
「車検証閲覧アプリ」を使用してご確認ください。

自動車検査証記録事項

令和8年1月から

車検証閲覧アプリ

自動車検査証の記録内容確認

昼休憩時間における電話対応を見直します

P.428

令和8年4月より昼休憩時間における電話対応を見直します

- ・自動車の検査や登録に係るお手続きについてのお問い合わせは「050」から始まるヘルプデスクにおいて対応をしているところです。
- ・また、運輸支局の検査・登録部門及び自動車検査登録事務所の職員への電話は本ヘルプデスクを経由して対応しております。
- ・今般、運輸支局等の職員の働き方改革の観点から、本ヘルプデスクの受付時間を以下のとおり見直し、昼休憩の時間帯の運輸支局等による電話対応及びオペレーターによる対応を休止することといたしました。

現 行

8 : 30 ~ 17 : 15

4月1日以降

8 : 30 ~ 12 : 00
13 : 00 ~ 17 : 15


- ・自動音声や自動車検査登録総合ポータルサイトによる案内は引き続き24時間対応をしております。



自動車検査登録

総合ポータルサイト



政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を設置します。

1. 情報提供いただきたい内容

販売事業者名（燃料の調達先）、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込み、その他の懸念事項等

2. 相談窓口

燃料油や石油製品等の供給については、以下の相談窓口にて情報を受け付けています。

近畿運輸局自動車技術安全部整備課
kkt-gianseibi-youin@ki.mlit.go.jp



3. 情報の取扱

お送りいただいた情報について詳細をお聞きすることがございますので、メールにはご連絡先をご記入ください。
また、経済産業省や関係団体と連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、確認をさせていただく場合があります。



整備業務関係について

おわり

令和8年度 整備主任者法令研修